

別紙

諮問第915号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年第〇回東京都国民健康保険審査会の議事録のうち私〇〇が代理人として提起した〇東国審請第〇号及び〇号の審査請求についての審議が行われた箇所及びその関連する文書の全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年4月6日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条2号、5号及び6号の規定に基づき、発言者（委員）の氏名及び発言内容の一部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年6月16日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年3月24日に実施機関から理由説明書を、同年6月23日に審査請求人から意見書を收受し、同年5月27日（第222回第二部会）から同年7月22日（第224回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具

体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都国民健康保険審査会について

東京都国民健康保険審査会（以下「国保審査会」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）92条の規定に基づき、国民健康保険の保険者である区市町村等が行った行政処分に対する不服申立ての審理・裁決を行う第三者機関として、都道府県に設置される地方自治法（昭和22年法律第67号）上の附属機関である。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「令和〇年度第〇回国民健康保険審査会議事録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、発言者（委員）の氏名については条例16条2号、5号及び6号に該当し、発言内容の一部については条例16条5号及び6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

審査会は、実施機関が非開示とした、発言者（委員）の氏名（以下「本件非開示情報1」という。）及び発言内容の一部（以下「本件非開示情報2」という。）の非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、国保審査会委員の氏名が記載されていることが確認された。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当する。

また、実施機関の説明によると、国保審査会委員の氏名は公開されておらず、開示請求者において知り得る情報であると認められないことから、同号ただし書きに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書口及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例16条 2 号に該当し、同条 5 号及び 6 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、東京都の機関である国保審査会の内部において、保険給付に関する処分に違法又は不当な点がないか審議、検討又は協議したことに関する情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、国保審査会の会議及び議事録は、公開しないこととされているとのことである。

各委員は、国保審査会において、会議内容が非公開であることを前提に、被保険者・保険者・公益代表者としての立場から率直な意見を述べ、忌憚のない討論を行っている。

これらの情報が開示されると、今後の同種の会議において、関係者等からの反応を意識するあまり委員が発言に慎重になるなど、会議における率直な意見交換に支障を来し、また、その結果として国保審査会の意思決定における中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報 2 は、条例16条 5 号に該当する。

また、本件非開示情報 2 には、国保審査会の内部において、保険給付に関する処分に違法又は不当な点がないか審理・裁決を行ったことに関する情報が記載されていることが確認された。

この点、国保審査会委員の個別の発言内容が開示されると、前述のとおり、国保審査会委員が開示された場合の影響を懸念して、発言に慎重になり、もって審理・裁決のための正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、国保審査会における審理・裁決業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例16条 6 号にも該当する。

以上のことから、本件非開示情報 2 は、条例16条 5 号及び 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張をしているが、これらは

いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子